



第十五編 県拓植連 開拓連 農工連 青果連

海外開拓に拓連発足

- * グアタバラに1,000町歩入手
大山会長ら新天地視察
- * 県開拓連で帰農者問題解決
困難な会の運営

農工連借金の重圧で解散

- 農工連解散の示唆するもの
至難な清算結了
- 果物王国山形に青果連誕生
10年たった青果連の事業報告

農家の孫たち——沖田さん宅で、サクラ
ンボはうめえよ……

(読売・落合武夫氏撮す)

山形県拓植連発足

海外未開発地に橋渡し

我国の農業經營は極端な零細經營であるが近年、農地の漬廃と人口の増加によって、ますます零細化の傾向を示し、農家經濟の根底を搖がす問題となつて来ているが特に折角、有為の能効を持ちながら将来耕やす農地の目當もない農村の二、三男は毎年増加し、希望に乏しいその日暮しの生活を送りながらジリジリと追いつめられて来ている。この問題の対策の一つとして農民の海外移住事業が戦後急速に拡大強化された一方、中南米諸国の日本農民を受入れる地域が次第に拡大されたにもかかわらず、実際は年間僅かに数千名の募集にも事欠いている始末であり、特に良質な移民募集には最も困っている有様であった。

この原因の主なものは移住地の選定を受入国だけにまかせているために、良好な移住地の確保が出来ないこと、また移住地で将来立派な自作農として經營が成り立つという確信が与えられないこと等、さらにこの事業に対する農民の認識が不十分で、海外移住問題を単に一部農民だけのものと考えられていたのである、これを打開するためには農民自身が自らの問題としてこれを採り上げ、広く農民および農業団体が協力して移住者

の選定、選出の援護を実施して選出態勢を確保することはもちらん、積極的に海外に良好な土地をかく得してやり、優秀な農民が率先して海外に進出する氣運をつくり上げることが重要なことで、それには農民自らがこのための協同組織を結成すべきだとの声が昭和三十一年春ころから県内の農村から強く呼ばれ出したのであった。

発起人に大山氏を代表とした六組合長

そこで昭和三十一年十一月十七日、村山市楯岡農協組合長大山不二太郎氏ら十余名の組合長が山形市片町、県信連分室に集り、設立発起人会を開き、「山形県拓植農業協同組合連合会」を早急に設立することを決定し、大山不二太郎氏を代表とした設立発起人に

黒田源橋（柏倉門伝）、平田広吉（上郷）、江口太郎（犬川）、伊藤惣治郎（北平田）、山口善右工門（渡前）

の六組合長をあげ、設立事務局を県中央会におき、草刈参事をはじめ、原田継雄、皆川清輝、折原重之助氏らが設立準備に着手

手したのである。

。設立準備会（十二月三日、県信連分室、定款作成委員には伊藤、黒田、江口の三氏を決定）。定款作成委員会（同日、同所で開催、定款作成、役員選任規程案等を決定）

を経て、十二月十八日午前十時半から県信連分室で創立総会を開き、才一年度収支予定計画、設立経費の賦課金額ならびに徵収方法、系統機関加入（県中央会、県信連および全国拓植農協連）、借入金最高限度額をそれぞれ決定、理事九名、監事三名を選任して、翌、三十二年一月二十六日に設立認可、二月十九日に設立登記を終つて、県拓連が発足したのである。

県拓連の事業の主なもの

- (1) 啓発宣伝（農民自身が自己の運命を開拓する問題として拓植事業を考え、これを村全体の計画の一環に盛り上げる意味の啓発宣伝事業に重点をおくる）

(2) 入植地の確保

(3) 登録その他の準備（移住希望者を予め選定し、登録、予備訓練等を行ひ、渡航まで十分の準備を行わせる）

(4) 財産処理、資金調達のあつせん

(5) 営農に関する援助

(6) 渡航手続き等に関するあつせん

等をあげ、農民の自力とその團結力を根幹とし、全拓連、県、県海外協会、県中央会、県信連等の協力、援助と相まって、県内農民と海外未開発地の間に強力な橋を渡し、拓植事業の画期的推進を図ろうとするものであった。

—1,000町歩を入手— —ブラジル・グアタパラ—



海外移住講演会

〔大谷公民館でうつす〕〔県拓連では海外移住講習会を開いているが、この写真は昭和32年3月29日から4月3日まで東置賜郡中郡農協ほか6ヶ所で開いた時のもので、講師は全拓連の樽見平三郎氏ら、集った農民も真剣である。〕

第一年度
（至昭和三十一年十二月十八日）

三十一年度は専ら一般農民ならびに農協を対象として本会設立の趣旨の普及により、組織の拡充を図るとともに、海外移住の必要性を浸透させるため講演会の開催、印刷物の配布を行った。

1 海外移住に関する啓蒙宣伝

(1) 講演会並びに映写会の開催＝三十一年十一月十八日、楯岡農協の臨時総会で移住に関する講演と映写会を開催、三十二年二月二十日は山形市、二十一日は鶴岡市で全拓連平川事務局長、日本海外協会連合会鈴木理事、ブラジル開拓体験者樽見氏を招聘して、海外移住講演会を開催し、また三月二十八日から四月三日まで一週間、置賜、村山地区七ヶ所で、再び樽見氏を招いてブラジル開拓二十年の体験講演会を開催した。

(2) 移住業務内容の説明会＝移住地の状況及び移住の種類、方法、手続並びに移住機関の事業内容等に関し、関係機関（県、県海外協会、本会）と共に二月二十二日から三月九日まで県下八ヶ所に、地区関係機関系統諸団体代表者及び一般農民の参集を求め説明会を開催した。

(3) 印刷物の配布＝移住に対する認識を深めるため、移住の必要性及び拓植農協連設立の趣旨並びに事業

2 組織の拡充強化

内容に関する印刷物を県下十万農家に配布した。



ブラジル移民の草分け 鈴木貞次郎翁

〔鈴木翁は明治十一年（一八七八年）、北村山郡大石田町海谷に生れ、わが国の才一回ブラジル移民に先立つこと三年前（明治三十八年（一九〇五年）に渡航し、それから五十余年間をブラジルで拓植事業一筋に精魂を傾けて来た人で、現存する拓植

指導者のオ一人者である。明治から大正、昭和にかけて翁が関係した拓植事業は極めて広範囲にわたっているが、特にコチア産業組合発展の基礎をつくった「コチア馬鈴」がつくりの元祖であることは大きな功績である。昭和三十五年四月十九日、八十を越したとは見られないかくしやくたる翁の久々の帰郷を機会に県拓連、県海外協会等が県農協会館で歓迎会を開いて、南米移民についていろいろと貴重な体験談をきかせてもらつた。

(2) 県下各単協の本会全面加入運動＝本会の活潑な活動は、

先づオ一に組織の拡充強化にまつものであるので、本会直接又は県農協中央会のもとに会議の開催、印刷物の配布等を行い加入の勧誘をはかった。

第二年度（至昭和三十二年三月三十日）

本年度は特に海外移住に関する啓蒙宣伝と県民の集団移住地の確保に当つたが、主な事業の大要は次のようである。

1 海外移住の啓発宣伝について

(1) 講演会、映画会の開催

(イ) 開拓植連樽見氏を招聘し、県下三ヶ所に於いて移住に関する講演会を開催。

(ロ) 日伯新聞社酒井氏のブラジル講演会及び映写会を二ヶ所に開催。

(ハ) オ一回派伯青年後藤和助氏の現地報告会を県内二十ヶ所で開催。

(2) 单身青年移住者の父兄会を開催し、拓植連の主旨及耕地の分譲について説明した。

(3) 市町村事務担当者講習会を開催。

(4) 農協青年部と共に、青年移住研究会を山形市及び酒田市の二ヶ所に開催した。

(5) 派伯青年後藤和助氏を中心とした移住青年の研究会組織を推進した。

2 ゲアタパラ地区購入について

グアタパラ地区資金の系統融資に対し県の損失補償並びに利子補給について県議会の決議をみ、全拓植連に対し「関係機関と協議の上購入申入の計画である」との意忘表示を行つた。

第三年度（自昭和三十三年四月一日至昭和三十四年三月三十日）

一、事業の概要

本年度は、県民の移住地としてブラジル国サンパウロ州グアタパラ地区に千町歩の移住地購入を実現し、県民が有利に移住できる途をひらくと共に、大山会長並びに平田理事がグアタパラ地区の実情を調査し、移住後速かに安定し得るよう諸種の方策を図つた。

又農民の海外移住思想の普及を図るため、移住講演会、映画会等を隨時開催した。

(1) 啓発指導

(1) 講演会

1 全拓連宮木氏、外務省尾崎氏を招き、上山市公民館で海外移住講演会を開催した。

2 全拓連松谷氏を招へいし、戸沢村外七ヶ所で講演会及映画会を開催した。

3 大山会長撮影のハミリ映画及平田理事撮影のスライドを使用し講演会を各地で行つた。

4 移住者父兄会を海外協会と共に催し、二回実施した。
集団移住の促進

(1) 農林省指定の集団移住推進地域として赤湯、尾花沢、戸沢(最上)、鶴岡、酒田の四地域が決定し、集中啓発が実施された。

2 1 地域の推進指導者を東京の中央研修会に派遣した。
2 全拓連松谷氏を招へいし、同地域で移住地説明及移住相談を行つた。

(3) 3 地域に集団移住推進協議会が設置された。
南米移住地視察派遣

大山会長並びに平田理事が三十三年九月二十七日から一ヶ月半に亘り南米移住地を視察した。

(4) 研修

県並びに海外協会と共に催し、市町村役場及び農協の移住事務担当者の研修会を四回開催、西村山地方農業委員の移住研修会外六回本会から講師を派遣し研修会に協力した。

(5) グアタパラ地区の講入

山形、長野、茨城、岡山、香川、佐賀の県拓連の、協力で移住用地としてブラジル国サンパウロ州グアタパラ地区に、七千五百町歩を購入したが、本県用耕地面積は一千町歩である。

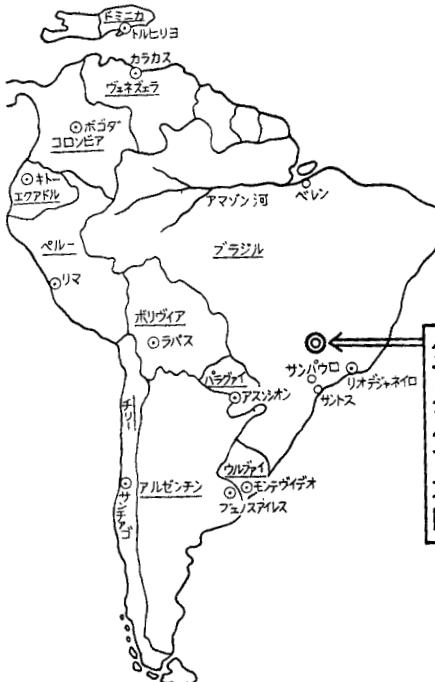
購入代金は四千八百万円で、一千六百万円づつ三ヶ年賦払であるが、その資金は県の損失補償及び利子補給を以て県信連から融資をうけたものである。

第四年度

(自昭和三十四年四月一日
至昭和三十五年三月三十一日)

昨年、本会で購入し、全拓連が移住者の受入準備を進めていた
るブラジル国グアタパラ地区の完全な整備の促進について、関

グアタパラ地区



た安孫子県知事の講演会、現地視察の全拓連柿崎博士、県海外協会三沢常務の現地事情講演会、大山、平田両氏撮影のスライドでグアタパラ移住の受入説明会を各地で開催した。

① 計画集団移住の促進

② 計画集団移住推進指定地域（本年度酒田地域が新たに指定され、赤湯、尾花沢、古口、鶴岡、酒田の五地域となつた）。

③ 指定地域の活動（各指定地域に計画集団移住推進協議会が組織され、集団移住の推進に当つた）。

④ 南米移住地視察派遣

県開拓農協連合会長志田健夫氏が全拓連才四回視察団に加わり三十五年三月から五月までグアタパラをはじめ南米の各拓植地を視察した。これは県内開拓者の海外移住に対する県拓植連の協力、援助の方策について開拓連会長の現地視察となつたもので、悲観視されている開拓者の将来に大きな光明を与えたものとして大いに期待され、政府の補助金も既に決定している。

係県拓連と協力し、関係機関との折衝に当るとともに県内各地で、グアタパラ地区受入状況説明会を開催した。

① 啓発指導

農業拓植講演会＝全拓連平川副会長、日本海外協会長尾参与を招き、八月十日山形市農協会館ホールで拓植講演会を開催したほか、八月十一日から一週間、県の広報車で海外移住促進遊説会、三十五年一月十九日には南米の移住地を視察し

② 拓植基金協会の設立（開催）

③ 研修会（農協拓植担当職員および移住希望者に対して）

④ グアタパラ地区（昨年度、県農民の移住地として購入した）

⑤ グアタパラ地区の購入資金を昨年度に引き続き、県の損失補償により県信連から一千六百万円の融資をうけ、契約にもとづき全拓連に貸付けを行つた。

なお、ニアタパラ地区移住について農協を通じ、あるいは直接、本会に照会のあったものは五十八件あり、そのうち半数が移住条件に合致する農家であった。

大山会長・平田理事

新天地ニアタパラ視察

- 481 -

全拓連は昭和三十三年春、県農民の移住用地として長野、茨城、岡山、香川、佐賀、福島の六県拓連と共同でブラジル国、サンパウロ州ニアタパラ地区に三千十七アルケーレス（七千五百四十二町五反）を四万七千コント（約一億八千八百万円）で購入した。そのうち山形県分は一千町歩、四千八百万円で、各県拓連からの預託で全拓連が日本海外移住振興会社を通じて、レフィナード・パウリスタ株式会社から一括購入したものである。この土地にある農場は一八九〇年頃に開拓されたもので、元はブラジル国の富豪ラード氏が所有して二百万本の模範的コーヒ園を誇った、特別親日家であった氏は五十年前に日本移民が始まると率先してこの農場に入れ、一九四〇年ころには常に日本人の二・三百家族が雇われていた。鉄道はサンパウロ市から北方に延長する広軌のパウリスタ線が通り、農場の西端にグアタパラ駅があり、道路はアスファルト舗装の州道が地区内を縦断しているし、農場内の購入対象外のコーヒ園には高圧電線が引かれて電灯、動力に使われており、電話も架設



大山会長・平田理事
南米邦人農協訪問
(県拓連会長大山不二太郎氏は昭和三十年十月二十八日、南米パラグワイ国の日本人移住地、フランコ地区富士農協を訪れて、慰問した)

されている。農場主任住宅、職員住宅、事務所、三百余戸の小作人住宅、コーヒー精選工場、映画館、俱乐部、商店等の建物があり、大型機の離着陸が出来る飛行場もある。標高は五一〇米から七二〇米で傾斜は至って緩く、全面積が機械耕作可能である。年平均気温二十一度、雨量は年間一二〇〇mmで夏季に多く、冬季に少く、降霜はなく、コーヒー栽培に最良の気象条件とされており、甘蔗、豆、とうもろこし、そさい、果樹に好適であるが、特に冬季降霜がないので、時期的にサン

パウロ市近郊で作れないそきいや、果樹の栽培が有望である。

県拓連は一千町歩の拓植地購入のために全拓連に三十三年度から三十五年五月二十八日まで三ヶ年にわたって、毎年一千六百万円づつ計四千八百万円を預託したが、全拓連は移住入植者からの土地代収入金で県拓連からの預託金四千八百万円を昭和三十七年度から四十年度まで毎年一千二百万円づつ四回に分けて返還し、利子一千三百二十万円は既に三十三年度から支払いを始め、これもまた四十年度まで八ヶ年間に終了させることになつていて。

こうして県拓連が購入した拓植移住の新天地、グアタパラ地区一千町歩は県農民から大いに歓迎され、拓連にも続々問合せの手紙が入っているが、会長大山不二太郎、理事平田広吉の両氏は三十三年九月末から一ヶ月半にわたりてグアタパラ地区をはじめ南米の各移住地を視察旅行し、今後の移住計画に多くの資料を持ち帰えた。

購入代金四千八百万円

県拓連が県内農家の入植地を確保するために昭和三十三年三月入手したブラジルのグアタパラ地区内、一千町歩の購入代金四千八百万円は県信連から三十三、四、五年の各五月に毎年一千六百万円づつ借り入れ、全拓連（会長米倉竜也氏）との契約にもとづいて借り入れと同時にそのまま全拓連に分割預託したもので、借り入れ利率は年九分五厘以内、償還財源は全額、全拓連からの還付金を充当し、また利息財源としては年五分は全拓連から

交付をうけ、年三分五厘は県からの利子補給による二つであつた。そのため三十三年三月二十八日の県議会では

議案九七号「海外移住者入植用地購入資金の損失補償に関する予算外義務負担」

の二つを決議し、三十三年度以降損失の対象となつた貸付金に相当する金額を限度として県は県信連にその損失を補償し、さらに県信連が県拓連に貸付けたものの利子に対して三十三年度から四十年度まで年三分五厘を限度として、県信連に利子の補給を行うことになった。

県農業拓植基金協会発足

農業移住事業の振興を図るために、農業移住者の財産処分および移住資金の調達に必要な資金融通の円滑化を目的とした財团法人「山形県農業拓植基金協会」が昭和三十四年十二月二十二日に発足した。

海外移住者が移住資金を調達するためには財産処分が円滑に処理されなければならないものだが、これまでの処理方法としては最高二十万円の自作農維持資金による調達ぐらいなもので、いろいろな点で不便が多く、政府でも、その対策として農業拓植基金制度を設立したものには基金造成費に補助することになったので、県では安孫子県知事 大山県拓連会長が設立発起人となり、三十四年十二月二十二日に関係機関の同意を得て

「県農業拓植基金協会」を設立、次のように役員を選び、翌三十五年一月二十日農林省の許可を得て発足したのであった。

理事長大山不二太郎（県拓連会長）、専務理事枝松鉢藏（県信連常務理事）、理事小暮光美（県農林部長）、伊藤惣治郎（県中央会副会長）、山木武夫（県信連会長）、三沢一雄（県海外協会常務理事）、草刈政蔵（県中央会参事）、

監事高橋庄吾（県經濟連会長）、豊田永治（庄内經濟連会長）、斎藤金治（県共連副会長）

事業としては

① 農業移住者が処分する財産を取得しようとするもの（団体をふくむ）が、その取得に要する資金を山形県内の農業協同組合または県信連から借入れる債務の保証。

② 農業移住者に對して移住資金を贈与し、または貸付けようとするもの（団体をふくむ）が、それらの資金を金融機関（県信連）から借入れる債務の保証。

等で海外移住者が移住資金調達のために処分する財産を取得してやつたり、または資金を贈与、貸付けする等の方法で海外移住者を援護しようとするもの、または団体が農協から資金を借りられる場合に限つて、融資機関に對して、借入期間十年以内の資金、年一割以内の利率、一人三十万円までを保証し、海外移住を円滑にしようとするものであつて、協会の基本財産としては毎年、国、県の補助金各二百万円と七団体（中央会、県信連、県經濟連、庄内經濟連、県共連、県海外協会、県拓連）の寄附金五十万円を當て、五年目には二千二百五十五万円とする計

画であるが、このうちから毎年百万円づつ中央農業拓植基金協会に出資することになっている。

県開拓生産連生る

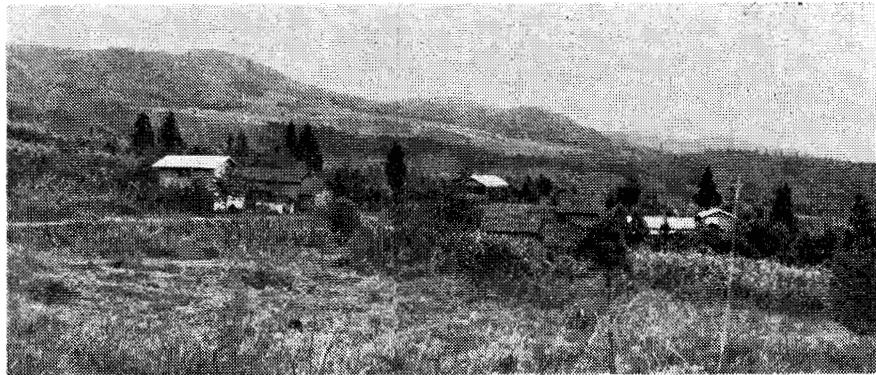
昭和二十年八月の終戦で、政府は敗戦日本再建の施策の一つとして大規模な開拓措置を講じたが、多くの帰農者は混迷した世相の中から再出発の途を求めて県内の山村へき地に開拓を希望し、二十年秋早くも六百八戸、翌二十一年には一躍、二千六百六戸、二十二年一千四百十四戸の入植者となつた。従つて町村開拓農業協同組合も二十三年八月を頂点に、二十四年三月まで出資七十六、非出資百二十六、計三百二組合が設立した。（郡別に見ると、出資組合数では飽海郡の十七、西村山郡の十二が多く、非出資組合数では北村山郡の四十八、最上郡の四十が多い）

町村開拓組合の設立が大体出揃つた二十三年八月、組合の内容充実と開拓者の営農確立を図るために、政府が開拓に必要な物資を供給する目的で、開墾、営農の融資金に代えて現物貸付の途を開き、一般と別に配給することになり、この取扱いを開拓連合会に行わせることを決定したので、同年八月十三日に白鷺開拓農業協同組合長角張完寿氏が発起人となつて、山形市の羽陽開拓寮で各部の開拓農協代表有志二十二名が參集して設立懇談会を開催して、速かに購買連合会として設立することに話しがまとまり、設立発起人十九名をあげ、その場で才一回發起

人会の開催となつた。

設立発起人氏名

(代表) 北村山郡龜井田
村白鷺開拓農業協同組合長
角張完寿、西置賜郡豊田村
豊田村同沢田鉄次、同郡西
根村西根同田中応太郎、西
田川郡湯田川村湯田川同小
田千代吉、同郡袖浦村八重
浜同高橋与一、北村山郡大
高根村雪の観音郷同志田健
夫、同郡東郷村東若木同大
江金一、同村富本村若林同
松田敏雄、南村山郡滝山村
滝山同関根保平、同郡柏倉
門伝村白鷺同高野利夫、最
上郡鮎川村川口同岸本正
雄、同郡大蔵村肘折同荒木
久太郎、西村山郡川土居村
入間同鈴木基介、同郡白岩
町幸生同大沼正記、同郡柴
橋村平塩同古川正美、飽海
郡遊佐町金保同庄司三次
郎、同郡高瀬村松山同吉宮
岩治、東置賜郡梨郷村平野



同 志 平 開 拓 地

(藏王山麓、童子平、鳴谷地区の雜木林に
展开了三八ヘクタールに大豆、クロパー、
馬鈴しよ、青刈とうもろこし、なたね、小
麦を植付け、乳牛、めん羊、山羊、にわと
りを飼っている一七戸の同志平開拓組合、
入植したのが終戦の翌、二十一年五月で戰
災者六戸、海外引揚者一戸に地元の一、三男
も加わって、大地にタワ入れした。粗収入
で見ると十五万未満一二戸、二十万未満が
五戸となつてゐる。)

二

に役員選挙規程を決定、才一年度事業予定計画、収支予定計画等を
承認後、役員選挙を執行、理事十一名、監事五名の当選者を決定、
同月二十七日設立認可、十月二十二日に設立登記を終つて、山形県
開拓生産農業協同組合連合会が正式に発足したのである、同会はさ
きに購買連として発足することになつていて、生産指導連合会と
する方が法的にも、開拓事業完遂のためにも理想的であることに設
立方針を変更したもので、会の内容は次の通りであつた。

一、主事務所 山形市七日町字東前六一〇の三

二、従事務所 山形市、寒河江、楯岡、新庄、米沢市、鶴岡、酒田市

三、地 区 山形県一円

四、事 業

同柏谷浅吉、南置賜郡南原村
南原同竹田貞雄

で

(一) 会員の構成員たる組合員の農業技術及組合事業に関する組合
員の知識の向上を図る為の教育並に会員に対する一般的情報の

提供

(二) 会員又は組合員の事業又は生活に必要な共同利用の施設の設置

農村工業に関する施設

(三) 会員の構成員たる組合員の経済的地位の改善の為にする

団体協約の締結

(四) 会員たる組合の指導及び連絡

(五) 才一號乃至才四號の事業の目的を達成するため、これと

関連して行うことを通常必要とする範囲内の左の事業

イ、会員及会員の構成員たる組合員の開拓事業専用物資の供給

ロ、農作業の協同化その他農業労働効率の促進に関する施設

ハ、農業的目的に供される土地の造成改良若しくは、管理

又は農業水利施設の設置若しくは管理

ニ、農村の生活及び文化の改善に関する施設

○役員の移動

理事長	岸立	昭和二十三・九・一七 (創立総会)	二四・四・二八 (才一回通常)
理事常務	岸本	二五・六・一七 (臨時総会)	二五・六・一七 (才一回通常)
理事	岸本	五(臨時総会)	二六・五・三〇 (才三回通常)
角鈴	正雄	二八・五・二八 (才五回通常)	三〇・五・三一 (才七回通常)
張木	川口	三二・五・三一 (才九回通常)	三二・五・三一 (才九回通常)
(白鷺)	開拓	常(才十一年通)	三四・五・三一 (常總会)
久寿介	基介		
角張	鈴木		
完寿介	正雄		
澤	寿本		
榮佐藤	田金之輔		
高橋	田金之輔		
胸藏	志田健夫		
本間幸雄	志田健夫		

初年度事業予定計画

一、当初の加入者予定数 (1) 開拓農業協同組合一八二、(2) 同連合会

二、事業計画

(1) 生産指導事業

イ、指導員の設置、ロ、営農基本調査の実施

(2) 共同利用事業

イ、羽陽開拓寮の經營、ロ、移動製材

(3) 資材の供給斡旋事業

イ、政府の現物融資物資の斡旋、ロ、其の他の開拓事業用物

資の斡旋

(4) 文化改善事業

イ、図書雑誌の斡旋並機関誌の発行

ホ、才一號乃至才四號の事業に附帶する事業
一、出資一口の金額 金一千円



岸本正雄氏

年（一八八一年）十月十九日鳥取市に生まれ、明治三十九年に東京帝大法科を卒業、すぐ内務省属に任官、秋田、山形、岡山、広島の各知事をつとめ、樺太府長官を最後に官吏生活を退き、東京に落ちつき、東京市議を一期経験したが、終戦後、県知事時代に馴染みの多い山形に移住、開拓事業に転換、最

上郡鮭川村川口に開拓農協をつくって、県開拓連設立に奔走、県開拓連設立とともに初代会長に就いた。

高橋久兵衛氏 昭和二十四年九月、岸本氏の後を継いだ氏は明治四十二年（一九〇九年）八月三十一日、東置賜郡小松町上小松三四九九に生れ、昭和二十一年七月、小松町農民組合長から同町農地委員長となり、二十二年二月十五日施行の県農地委員選舉に才一号委員（小作）に立候補、當選した、その後小松

町開拓農協組合長、小松町農業会理事になり、二十三年四月、小松町農業協同組合が県内最初の組合として誕生すると、組合の常務理事に推され、組合長、県厚生連理事を経て、才二代開拓連会長となつた。



角張完寿氏

大正二年（一九一三）一月十六日、山形市五日町二六一に生れ、昭和七年、県師範学校を卒業、十五年まで小学校の教壇に起つていたが、同年、茨城県満蒙開拓幹部訓練所に入り、満蒙開拓青年義勇隊山形中隊長となつて満洲に渡り、満鉄四台子訓練所長、才五次義勇隊開拓団長として大陸に活躍中、二十年八月終戦となつて、すべてを大陸に放棄して、身一つで帰国、翌二十一年四月には北村山郡龜井田村大字大浦白鷺野に開拓地を得て、白鷺開拓組合を設立した、山形県開拓協会主事、県開拓者連盟副委員長を経て、二十三年県開拓連を創設、ずうと理事をやつていたが、二十五年五月に理事全員辞職して補欠選挙の結果、三選されて才三代会長になつた。



本田金之輔氏

同氏もまた角張会長以下全役員辞職した二

五年十一月の臨時総会で改選された才四代会長で、二十八年五月まで二期会長をつとめた、明治三十五年（一九〇二年）三月



志田健夫氏

明治四十四年（一九一一年）九月十四日、東村山郡成生村大字今町甲二五九に生れ、

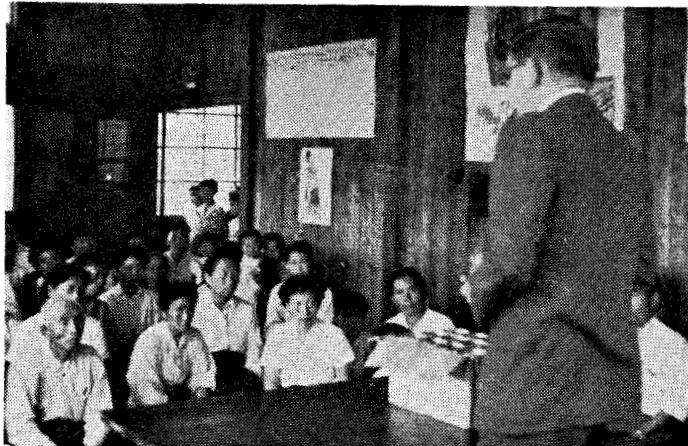
昭和六年、県立自治講習所を出て、県立蚕業試験場蚕種実習生となつたが、昭和十二年、朝鮮に渡り、二十年六月終戦直前に現地応召し、同年十一月に引揚げ、翌年五月には北村山郡大高根村松岡開拓団に入団、副団長となる。二十二年、大高根村議、二十三年八月、大高根村雪の観音郷開拓組合長、二十八年五月、県開拓連会長になつた。開拓連会長には三十年五月、三十二年五月、三十四年五月と四回当選、三十五年春には開拓者の海外移住問題にメドをつけるため南米の各拓植地を視察した。

困難な会の運営

県開拓連は二十四年秋、高橋久兵衛会長就任後、機構を改革、新たに参事制を設けて十月三日、押切武志氏が参事となり、本

二十七日に東置賜郡高畠町二井宿で生れ、昭和七年から二十年まで鉱山を経営、二十二年三月、二井宿開拓組合を設立、三十一年四月には高畠開拓組合長となつた。

所業務分掌を改め、理事の責任分担をきめた。その当時の職員数は二十五名、本所は総務（四名）、業務（五名）、建設（四名）、開拓寮（三名）、また支所（八名）とし、機関紙「羽陽開拓」を発行した。



蔵王開拓地を訪ねたピツ・バーカー氏 (35.8.25)

毎日の明け暮れに山と話す開拓地の人々にとって、慰問客の訪れは無上にうれしい。昭和32年から毎年、カン詰、衣料品等を県下の全開拓組合に贈っている日本キリスト教奉仕団から35年も小麦1万袋、豚肉かん詰1万個が県開拓連に届けられ、8月には副総主事ピツ・バーカー氏が同志平と、その近くの蔵王開拓地を訪れた。

行、さらに料理店の許可をとつて開拓寮を経営したが、二十九年度に二百八十九万九千円の赤字を出したので、その打開策と

して機構を改革、職員を整理し、本所を山形市旅籠町二六六の開拓寮に移し、各地方事務所毎にあった支所を廃して、連絡員一名づつに改めた。

設立当初の主要職員は総務の木村信一、業務の佐藤正治、会計三沢庄藏氏であったがその後、農林中金山形事務所から酒出嘉明氏が同会に出向、中村英明、鈴木四郎氏らが採用となった。三十四年四月には三度機構を改めて、四部制をとり、総務部長中村英明、会計主任兼経理部長三沢庄藏、指導部長有賀功（中金出向）、業務部長鈴木四郎氏とした。三沢氏が退職した後は経理部長に真田雅男氏と変わった。

開拓連は才十一年度（三三・四～三四・三）の業務報告を次のように記しているが各種条件に恵まれない開拓農民の実状と、他の連合会に較べてあまりにも困難な会の運営を明かにしている。

一、事業の概要 農畜産物の不安定な価格に左右され、且つ各種条件に恵まれない開拓農民には凶作の連続により償還金の返済に多大の重圧を余儀なくされ、今尚多額の未償還となっていることは極めて遺憾であった。しかし今後急激な開拓地生産力の増強と組織力の強化と相俟つてその発展を期待している。県からは県費を県信連に予託し、これを見返として販売事業資金を借入し事業推進を助成し得た。

(1) 購買事業（特融、土改を含む）

政府資金並びに一般斡旋による農機具三五六四千円、家畜は一六、一五四千円であり、農機具では三十二年度に比し

四八%の事業量、家畜では三十二年度に比し一四四%の事業量であった。

土改事業は七六一二千円で前年度に比し、七五%である。

総体的には売上額五四、七八四千円で前年度に比し九四%であった。

(2) 販 売 事 業

償還対策の一環として懸命の努力に拘らず本年度の当初計画四〇、三四〇千円に対し取扱実績は一五、六八八千円で、当初計画に比し三九%にすぎなかった。

(3) 転 貸 事 業

災害資金の改善資金への借換による未収利息等の償還に重点的に力を傾注したこと、並びに天災による収穫物の減収に基因する財源不足の為、償還実績は芳しいものではなかつた。したがつて之等の延滞による新規融資は計画通り実現されなかつた。

。災害資金並びに改善資金＝當農振興臨時措置法に基き、年度当初九八、七一七千円の残高であったが、長期の改善資金として九〇、四九三千円が借換られた。

而し才一回約定償還額八七五五千円（二月一日）に対し五〇三一千円の償還実績（五八%）に止り、三七二四千円は延滞のまま繰越される結果となつた。

。農林漁業資金＝本年度は五〇〇〇千円の借入申込をしたが、各種資金延滞のため、年度内貸付決定は実現されなかつた。當農振興資金＝計画は五〇、〇〇〇千円の貸出予定であった。

が、本資金の償還不良のため及び求償債権の未解消のため四〇%の二〇、三三三千円に止つた。

(4) 出資の増口について、本年度は增资の趣旨徹底に相当の努力を傾注したが、ほとんど効果がなかつた。

開 拓 振 興 対 策 を 強 く 要 望

終戦によつて多くの海外引揚者、都市の戦災者らが今後の新天地を開拓に求めて、県内の山間へき地に入植してから既に十五年となつたが、開拓者をとりまく環境、条件は決して明いものでなく、県開拓三団体である県開拓連、開拓者連盟、開拓融資保証協会では県の協力を得て、三十五年秋を「山形県開拓十五周年記念開拓者総歓起運動」として、各種の行事を通じて、県下三三〇〇戸の全開拓農家が一丸となつた開拓當農振興運動に起ち上がつた。

開拓農振興策としては昭和三十二年に実施の開拓當農振興臨時措置法（振興法）があつて、振興計画を推進して來たが、その実績は極めて緩慢で、このままでは当初期待されたような既入植者の安定等ということはおぼつかなく、開拓者の「一本立ち」はいつの日かと心配されている。三十五年九月現在で、県の振興計画に対する実績と開拓者の意見は次の通りである。
 ① 當農資金の融資（融資計画四七、七三〇万円）に対する融資実績は一九、五八三万円、四一パーセントを示すだけで、不足額に対する融資を速かに配慮し、さらに融資実績のうち政府資金一七、一九三万円に対し統一資金は僅か一三パーセントにすぎないので、現在の融資制度を開拓者が広く活用され

会員及び役職員数

区分 年 度	会 員	役 員	職 員	出資 金 (1 口 1, 000 円)
第1年度 (23年度末)	157	16	24	2,035,000
第2年度 (24年度末)	184	13	25	2,781,000
第3年度 (25年度末)	187	10	21	2,786,000
第4年度 (25年度末)	197	10	14	3,147,500
第5年度 (27年度末)	197	10	16	3,174,700
第6年度 (28年度末)	194	10	15	3,324,000
第7年度 (29年度末)	194	10	16	3,595,700
第8年度 (30年度末)	174	9	16	4,047,269
第9年度 (31年度末)	173	9	16	4,250,000
第10年度 (31年度末)	153	10	16	4,230,000
第11年度 (33年度末)	153	10	16	4,230,000

財産目録 (単位円)

区分 年 度	資 産	負 債	差 引 純 財 産
第1年度 (23年度末)	2,375,439	336,035	2,039,402
第2年度 (24年度末)	5,340,057	3,364,013	1,976,043
第3年度 (25年度末)	20,349,587	20,461,037	(-)111,050
第4年度 (25年度末)	19,519,084	18,157,189	1,361,895
第5年度 (27年度末)	14,422,866	11,823,962	2,598,904
第6年度 (28年度末)	46,316,318	42,984,283	3,332,035
第7年度 (29年度末)	86,130,785	82,434,248	3,696,537
第8年度 (30年度末)	135,818,809	131,837,132	3,981,677
第9年度 (31年度末)	160,530,689	156,323,764	4,206,925
第10年度 (32年度末)	167,481,882	163,524,766	3,957,116
第11年度 (33年度末)	162,880,567	159,313,029	3,567,538

るよう改正すべきである。)

(2) 開墾の促進（開墾計画二、九九三町歩に対し、実績は九パーセントの二八〇町歩で、未墾地の早期解消をはかり、開墾機械の全額国庫補助による導入と開墾補助金の補助率を引き上げるべきである。）

(3) 建設事業（建設工事はわずかに一三パーセント弱、飲料水施設一八パーセント、改良事業一二・一八パーセントと、開墾とともに営農の基盤となる建設事業が等閑視されている。）

(4) 電気導入（電気導入三五パーセント、全額国庫補助とする等を実施すべきである。）

(5) 道路補修（補修実績は一六パーセントであるから、急速に解決すべきである。）

等であるが、振興計画を早期に実現させるためには財政の投融資ならびに各種補助金の大幅増額と振興法の期限延長を絶対的に必要なものとして、その実現を強く要望している。

年度別入植の定着と離農表

区分 年度	実戸 績数	離戸 農数	現戸 在戸数	定着 率%	離農 率%
20	211	52	159	75.4	24.6
21	1,792	381	1,411	78.7	21.3
22	1,311	465	846	64.5	35.5
23	201	88	113	56.2	43.8
24	224	39	185	82.6	17.4
25	264	28	236	89.4	10.6
26	107	40	67	62.6	37.4
27	85	12	73	85.9	14.1
28	80	12	68	85.0	15.0
29	79	8	71	89.9	10.1
30	45	3	42	93.3	6.7
31	49	2	47	95.9	4.1
32	30	0	30	100.0	0
計	4,478	1,130	3,348	74.8	25.2

県農村工業連合会

借金の重圧で解散

山形県農村工業農業協同組合連合会（略称県農工連）は昭和二十三年九月二十二日創立、事業区域を県一円とし会員および会員の構成員が生産する物資の処理加工、貯蔵、その他農村工業原料のあっせん、製品の受託販売、農村工業指導を事業に、本所を山形市七日町字東前六一〇の三にある県農業会館におき山形市宮町二五九〇に本工場を、新庄市には獸毛加工の新庄工

場を設けた。この本工場は県購販連が昭和十三年三月に農產品加工々場として発足させ、県農業会に引継がれ、さらに農工連設立後は農林大臣指定の基幹工場となってその製品は好評を博したが、工場施設に対して自己資本が僅少であったのと、県農業会末期に工場の大半を類焼し、その後復興、再建に投じた借入金の重圧等がからみ合って、動きがとれなくなつて行った。そのため年々欠損金が累増し、才四年度（二十三年度）二十八万六千七百十七円七十銭の僅少な欠損金が才二年度末（二十五年三月）には三百三十一万三千五百八十八円四十二銭となり、才四年度末（二十七年三月）になると七百四十四万七千八百十九円余に増加し、次年度に一千六百七十三万七千六百九十円の繰越損失金を出してしまつた。

損失金の累増に会では躍起となつて、勢挽回に努力し、二十六年十一月二十七日、臨時総会を開いて再建整備法適用を決定、翌二十七年三月十五日、再び臨時総会を開いて会再建を協議し、そのための役員陣強化を図つて新しい理事に佐藤重次郎（高畠）、細谷庄左工門（東金井）の両氏を選任したが、佐藤氏は二十八年三月、鹿野卯三郎会長を理事に引下げて自ら会長になつて、陣頭指揮した。

しかし業績は一向に好転せず、才四年度の事業報告の中でも「——山形工場のカン詰類の売れ行きは計画の三割強に過ぎなかつた。——県農業会譲受資産のうち、粗悪製品、原材料、遊休設備の大半は処分し資金化したが、会の運営にはどうしても多額の資金を要するのに加えて、欠損金が累増し、経営が非常に困

難になつたことは自己資金の過少であることが重大原因となつてゐる。」等、斜陽の嘆きを訴えていたほどであった。

欠損金がふえて行くに従つて、借入金も年を追つて増加し、才三年度末、信連からの借入金七百五十二万だが、才六年度（二十九年三月末）には信連二千三百二十七万円、農林中金九百三十五万円となつた。信連ではこのために二十七年度から阿部五郎、皿谷幸助両氏を農工連に出向させ、村川喜八郎農工連参事等とともに整備に協力したのであつた。こうした努力も才七年度になると一切が水泡に帰してしまつたと同様で、カン詰業界は金融引きしめ等の影響をうけて全く沈滞し、荷動きが不活発となつてしまつた。

殊に県農工連の販売、加工の欠点は確実な販路を得ていないことであったので、取引者を敵選し、優秀問屋との提携につとめ、二十九年には全販連と完全委託販売契約を結んで製造と販売とに一段の努力をしたにもかかわらず、二十九年秋にはさらにな売れ行きが下押しとなり、二十八年に相当の実績を見た輸出向洋梨カン詰もぱつたり止まってしまい、固定化債権の金利とストック製品の金利、一般的な経済界の不振と相まって、会の事業運営は全く困難な事態になつた。

正に農工連にとっての非常事態で、再三にわたって收拾、打開策を協議する運営委員会、役員会を開いたが、前途には悲観材料ばかりで、一縷の光明をつかむことも出来ず、役員会の意向の大勢は会を解散することに傾いていた。二十九年十一月十五日になると阿部出向職員も県信連に引き上げ、十二月二十日

○役員の移動

には本工場開設以来、生え抜きの技師長村川喜八郎氏をはじめ職員十三名がこそつて退職、二十四日には新庄工場を手離すことを決定し、翌三十年三月三十一日には最上郡畜産連と売買契約を結んで、二十九年度を終つたが、同年度末（昭和三十年三月三十一日）で次年度繰越欠損金二千四百四十三万一千九百六円、借入金は農林中金九百三十五万円、県信連四千十五万円にふくれ上がりてしまい、農工連は事实上、二十九年度一ぱいで事業を停止、一路解散をいそぎ、三十年六月三日に解散総会を開き、同年九月十日、農林大臣臨時代理高崎国務大臣から解散認可となり、清算に入つたのであった。二十三年発足以来満七ヶ年である。

会員及び役職員数

区分 年度	会員	役員	職員
第1年度 (23年度末)	62	13	
第2年度 (24年度末)	86	13	36
第3年度 (25年度末)	87	13	
第4年度 (26年度末)	99	14	13
第5年度 (27年度末)	99	14	15(4)
第6年度 (28年度末)	98	14	22(9)
第7年度 (29年度末)	98	12	ナシ(4)
第8年度 (30年度末)			

〔備考〕 ()内は常備

出 資 金

区分 年度	出資金
第1年度 (23年度末)	660,000
第2年度 (24年度末)	1,152,000
第3年度 (25年度末)	905,000
第4年度 (26年度末)	1,332,000
第5年度 (27年度末)	1,338,000
第6年度 (28年度末)	1,310,000
第7年度 (29年度末)	1,310,000
第8年度 (30年度末)	1,310,000

(一口 2,000円)

タタ
監事
タタ和阿森
田部重孝
小三郎直太郎和阿森辞任
田部小三郎直太郎
柴田喜三郎
五郎右内
二五・五・二・二五

会と庄藤欠時二〇加長な左重選総七高藤	樋戸森	加藤
とり工次を会三井理六	口田	藤
門郎行で三理事五	友清	勝
なる佐氏い理事五	七二八	美
藤理細事五群	太	
氏事谷佐輔臨任二八	次	
佐藤(春)、六・	任	
三九・五・二・八	細谷	相良
佐藤(春)、六・	松木	田藤
忠雄	原田	春喜
宮次郎	佐藤	春藏

財産目録 (単位円)

区分 年度	資 产	負 債	差引純財産
第1年度 (23年度末)	6,756,141	6,432,859	223,282
第2年度 (24年度末)	16,912,397	18,684,703(-)	1,772,306
第3年度 (25年度末)	16,856,600	21,304,794(-)	4,448,193
第4年度 (26年度末)	9,421,032	24,956,723(-)	15,535,690
第5年度 (27年度末)	33,035,314	47,847,288(-)	14,811,974
第6年度 (27年度末)	21,866,679	38,614,261(-)	16,747,582
第7年度 (28年度末)	34,207,353	57,431,813(-)	23,224,460

製品売上高 (単位円)

年 度	売 上 高
23 年 度	3,089,175
24 年 度	18,812,479
25 年 度	7,814,039
26 年 度	14,959,919
27 年 度	22,797,916
28 年 度	63,914,430
29 年 度	28,990,177

県農工連の解散は農協運動に貴重な反省材料

山形県農村工業農協連合会は昭和三十年六月三日に才七回通常総会を兼ねて解散総会を開いて解散を決定したが、農村工業の振興がしきりに叫ばれている時だけに、同連合会の解散は農協陣営に大きな衝撃を与えるとともに、農協運動に貴重な反省材料となつたようで、解散総会に安孫子県知事は次のような知事挨拶を贈り、農工連を解散に導いた原因と経緯を光明し、農協人の自己批判と検討を求めていた。県知事等の挨拶、式辞等

はとかく理事者の勞をねぎらい、業績を礼讃する、お座なりのものだが、この挨拶はそうしたものと趣きを異にして、消え行く農工連に、なおも強く叱咤のムチを加え、同連合会の解散は農協人にとって反省と前進のための一つの転機となることを願つたものであった。

安孫子知事挨拶の大要——今更、私はかかる結果を招來した責任を追及する意思はありませんが、われわれ農協人は本会が今日の悲運を招くに至った経緯を謙虚に反省し、明日の農協運動への貴重な手掛りとする必要があるうと思うのであります。

利潤追求本位の民間企業体に伍して、協同組合経営の生長し得る途は生産および労働工程、技術における企業的な能率化と合理化、ならびに販路および宣伝の改善等について特段の努力を傾注すべきことは勿論であります。特に本質的な点は協同組織体として相互扶助と、協同経営への理解が機構的に運営の根底の面において把握され、実際活動としてはそれが各会員の事業利用と財務健全化のための投資として現れるところにある

と思うであります。

本会の今日の悲運を招くに至った原因は實に以上の基本線を没却したことにあるのであります。即ち戦後の激動する経済情勢に対処して有利な農工製品を適所に選択する経営的認識を欠いていたことに欠陥はありますが、しかしそれとともに本会の機構と傘下組織が本質的に協同組合の意識を没却した形態にあつたことは大きい反省を促すものと考えるのであります。

このことを如実に示す一例として、本会二十九年末損益内容についてみると、事業収益三九〇万に対し、支払利息の占める額は四〇〇万を越えておるのであります。本会の事業資金はほとんどが、他人資本賄いであつて、この総額は五千万円を超えたために、支払利息は年間収益の凡てを侵蝕しつくす結果となつておりまして、これは本会の自己資本が僅か百万にすぎぬ窮状にあつたことに照して見ましても、会員各位の財務健全化への努力が放棄された結果、自ら事業損失を過大にせしめたものとして理解されると思うのであります。（後略）

清算結了に困難

苦難の中に七年間の歴史を閉じた県農工連は昭和三十一年九月十日の解散認可とともに清算に入つたが、それから五年後の三十五年九月になつても未だに清算結了が出来ず、戸田清次氏（赤湯町）をはじめ八清算人はもちろん、県当局も困り切つてゐる。

清算人は三十二年七月五日、清算結了までの決算見込書を作成したが、それによると実収額二千八百九十三万一千六百七十七円に對して、支払わなければならない負債は〇円。払込済出資金一二〇七、五〇〇円。借入金一二五、三五〇、〇〇〇円。未払金九、四一二、七五七円。未払費用三三、八〇〇円。支払手形一、〇九九、五八一円。清算費支弁一九〇、〇〇〇円、合計三千七百二十九万三千六百三十八円となり、實に八百三十万二千二十一円の不足金を出したので、それを調整して、借

入金二千五百三十五万円だけは全額返済することにし、百二十万円の出資金は全然返えさないことに会員の了解を得、さらに清算人は県信連、中金、その他の債権者と話し合いを行った結果債権者の厚意で農林中金三百七十二万四百三十二円、県信連二百四十八万六千八百八十九円の借入利息未払金、岡山鉄工所から一万七千二百円、東洋製かん株式会社から空かん代手形金九十三万円、計七百十五万四千五百二十一円を免除してもらつて、未払金三百二十万五千四百三十六円、未払費用一万六千六百円、支払手形十六万九千五百八十一円に削って漸く二千八百九十三万余円の負債額に圧縮したが、再建整備のために会が農林省から受けた二十七万四千三百六十八円の奨励金を還付することは全然不可能なことであつた。

県農工連は昭和二十六年十一月に再建整備法の適用をうけて、整備を図つたが、三十年四月当時の自己資本不足二千三百五十一万七百八十六円を出し、整備未達成のまま解散となつたので、二十七万余円の奨励金を還付しなければならなくなつたものである。

解散當時、農林省では還付しなくてもいい方針であつたので、県農工連もそのつもりで清算を進め、三十一年八月二十一日に清算結了総会を開催することにして、会員に通知状を発送したところ、農林省から還付問題がいざれかに決定するまで総会開催を認められないと開催延長を指示して來た。

驚いた農工連では直ちに総会中止を手配し、農林省指示を待つたが、農林省の態度はその後全額還付に決定、そのことを県

ならびに清算人に伝えて來た、しかし当の県農工連は七百十五万円の債務減免をうけて辛じて清算出来るような実情であつたから、今さら、二十七万円の奨励金を調達出来るわけがなく、三十四年五月四日、安孫子県知事から三浦農林大臣に対しても「奨励金還付免除」を申請してやつた。

目標未達成連合会に対する再建整備奨励金の還付問題は三十年六月に解散決議した県厚生連にも発生した、同連合会が県農工連と同様に再建整備法の適用をうけ、未達成のまま解散したので、百二十八万六千三百三十八円の奨励金の還付を命じられたが、厚生連も解散当時は還付の要なしとなつていたが、後になつて全額還付と変り、厚生連では苦心の末、清算予定費の中からこの金額を生み出し、二年後の三十五年五月解散認可と交換に、六月八日全額を還付したほどであった、県では県農工連の清算実状を知つてゐるだけに農林省に還付免除の運動を続けてゐるが、農林省では農工連だけの特例を考えるまでにならず五年間混迷しつづけており、いつ清算が結了出来るか判らない状態である。

果物王国山形に青果連誕生

□庄内の種なし柿

□置賜の洋ナシ・ブドウ

村山のサクランボ

県山形[。]に復活し出した昭和二十三年九月十三日に「山形県青果物販売農業協同組合連合会」(略称、青果連)が発足したのである。

設立発起人会から認可までの経過。二十三年七月二十七日

オ一回設立発起人会。八月八日オ二回同。八月十設立準備会。

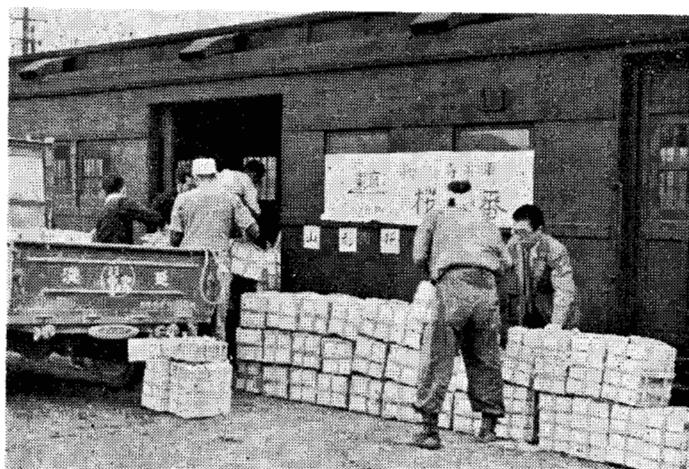
十六日定款作成委員会。二十一日設立発起人、定款作成委員会

合同打合会。九月四日創立総会。七日設立認可申請。

十三日設立認可で、昭和二十三年七月二十七日午前十時から山形市千歳

の宮社務所でオ一回設立発起人会を開き、設立目論見書、事業

予定計画等を協議し、発起人十六名を次のように決定した。



サクランボ列車東京に行く (山形駅で積込み)

山口和吉 (山形市)	助 (山寺)	重右工門 (楯山)
仁藤弥作 (千歳)	安達利吉	佐藤忠太郎 (大寺)
寺)	(本沢)	武田重郎 (神町)
治 (寒河江)	田栄一郎 (三泉)	鈴木治兵衛 (山口)
		四郎 (梨郷)
		田栄一 (伊佐沢)
		荒沢庄一 (昭和)
		佐藤政雄 (蕨岡)
		小野丹羽太 (一 条)

設立目論見書

一、理事 十一名（任期二年）、内会長一名、常務理事二名を互選、
会長常務理事は原則として常勤とする

二、監事 三名（任期二年）

設立当時の理事及び監事はオ一回通常総会に於て改選する（以下略）

必要に応じ従たる事務所を置くことができる。

名 称 山形県青果物販売農業協同組合連合会
地 区 山形県一円
事務所 主たる事務所 山形市七日町東前六一〇の三

(+) 会員の資格
連合会の地区内にある農業協同組合又は農業協同組合連合会
(+) 他の法律により設立された協同体の組織で農業協同組合又は農業協同組合の行い得る事業と同様の事業を行いこの連合会
の地区内に事務所を有する団体

出資一口の金額 金武千円

出資の払込方法 全額一時払込

賦課金 必要に応じ賦課金を課すことができるものとする

事業

一、会員の生産する青果物の運搬、加工、貯蔵又は販売

二、会員の指導連絡に関する事業

三、この連合会は前項の事業を行うにつき通常併せ行うことを適當

と認める範囲で左の事業を併せて行うことができる。

1 販売する物の出荷用包装荷造り資材の供給

2 会員の販売する物の生産技術及びこの連合会の事業に関する

知識向上を図るための教育並びに情報の提供に関する施設

3 販売加工施設を以てする受託加工

4 販売代金の前貸

5 会員のために行う団体協約の締結

由来山形県は気候風土共に果樹に恵まれ、ミカン、ビワ以外の果樹はよく育ち、持産としてサクランボ、ブドウ、ヨウナシは品質、産額共に国内オ一位であり、次に村山のベニガキ、シヨウナイカキ、ワナシ等も亦国内に名産地として数えられる。

昭和十五年迄の県産額はサクランボ五百町歩、八十万貫、ヨウナシ四百五十町歩、九十万貫、ブドウ五百五十町歩、百五十万貫、カキ百万貫、其の他モモ五十万貫、ワナシ六十万貫で、本県果樹の位置は、青森のリンゴ、静岡のミカンにつぐ果樹県であったが、現在の果樹では国内中位以下である。

最近の労力過剰と未墾地開拓等で主食作物の不適当な土地では、益々果樹、蔬菜栽培が増加され、本県農業組織の変遷転換

も必定であり、来るべき農業恐慌に備える農業態型として当然である。

從来果樹に対する日本人の考え方は、果実は単に病人の食べるものの、あるいは生活余裕のある富者の食べるものとされいたが、果実は保健衛生上、主食同様の必要品であることは今日では衆知のことであつて、果樹の増植面積の拡充は農業恐慌に備えるだけではなく、國民保健の上にも重大性がある。

一、果実、蔬菜は生鮮食料品として主食に次ぐ重要な食料品で、新鮮なものを供給しなければならないが、他の農産物販売農業協同組合連合会の機構下では、到底その目的を貫徹することができない。

二、蔬菜類は生鮮食料品の統制下にあるが、本県のような產地県では、需給調整上過剰となり、他府県の荷受機関に大量販売しなければならないので、県内あるいは県外の消費市場を相手に生産者の共同利益になるよう、自由で活潑な活動を必要とする。

三、以上のように果実及び蔬菜の販売は消費市場で競争販売されなければならない。青果物の有利な販売に努めなければならない。

四、生産者相互の利益を保護するには、生産の改良施設として優秀な技術者の設置や園芸試験場等を設置し、又販売の改善方法として消費市場の開拓や、遠距離輸送の研究、消費都市に直売所の設置等、これらの施設を個々、市町村協同組合で

五、青果物の販売は、市町村個々協同組合が市場に販売する時は、規格が不統一であつたり、品質、包装等まちまちで重量等も個々任意となるので、どうしても県内一規格に指導しなければ商品的価値を落してしまえばかりでなく、大量取引は不統一のため困難となるので、折角、生産された果実、蔬菜類は販売困難となり、其の間腐敗等ができる大きな損をきたすのである。また個々組合の出荷、販売は市場に対し計画性がないために市場の希望量に甚だしい過不足ができる価格に非常な上下ができる。

これらの欠陥を除くためには、青果物販売農業協同組合連合会で県内の生産物を規格、品質、包装、重量等自主統制して県内外の消費市場の需給関係をよく調整し、生産者の生産物を敏速に、有益に販売するのが連合会の役目であり、連合会の設立を生産者も協同組合も強く要望している次第である。

六、果実、蔬菜類の取扱いは、從来（昭和七年から昭和十八年まで）各市町村に青果物出荷組合（任意非公認組合）が設立され、県には青果物組合連合会が設立されて本県青果物一切の業務を行ってきたのである。昭和十八年十二月農業団体が統合されて、農業会がその事業を引き取扱ってきたのであるが、この農業会の機構が青果物を取扱う機関として甚だ不適当であり、運営が悪くなり著しく機能が低下して、生産者に對しては、非常な不便と不利益を与えてきた。



会長 須藤直一郎氏

須藤直一郎氏
会长
須藤直一郎氏
果樹農協組合を創設して組合長に
務め、青果物販売農業協同組合連合会設立の決定となつたわけである。

須藤直一郎会長 昭和二十三年九月、県青果連が発足した当初から、二十四年五月、二十六年五月、二十九年五月、三十二年五月、三十五年五月と六期、ぶつ通しで会長をつとめている。明治四十二年（一九〇九年）十一月二十二日、東置賜郡赤湯町に生れ、家業は温泉旅館を経営するほかに、同地特産のブドウ園主でもあり、赤湯町

この欠陥を取り除くために県下組合一丸となつて二十三年三月十五日、山形県果実生産出荷組合連合会（農業協同組合法によらない非公認組合）が設立された。蔬菜についても同様の趣意で二十三年五月十五日山形県蔬菜出荷組合連合会が設立された。ところが、両団体共非公認組合であるために、事業者団体法オ二条の該当団体として今後事業ができなくなり、これの団体の事業を引き継ぎ行うことのできる組織としては、農業協同組合連合会以外にはないので、生産者代表と市町村農業協同組合と右二つの団体が、再三相会合して相談した結果が青果物の特殊性から、青果物の生産から販売まで一貫した業務を取扱う単独な青果物販売農業協同組合連合会設立の決定となつたわけである。

役員の移動と会務の内容



参事 後藤太四郎氏

出資金

区分	出資金
才1年度 (23年度末)	586,000
才2年度 (24年度末)	598,000
才3年度 (25年度末)	604,000
才4年度 (26年度末)	762,000
才5年度 (27年度末)	1,148,000
才6年度 (28年度末)	1,620,000
才7年度 (29年度末)	2,356,000
才8年度 (30年度末)	3,386,000
才9年度 (31年度末)	5,862,000
才10年度 (32年度末)	7,685,000
才11年度 (33年度末)	8,185,000

年五月、東村山郡農会技手に転じて、青果物の主産地を実地に指導、十九年十二月、県農業会の農産課に入つて技師、二十三年十月、県青果連が設立されると業務部長、三十年八月に参事となつた。

四年五月、北村山郡農会技手、十五年間、本県の青果物ととり組んで来たこの道のベテランである。

川村農会技手に就職、それから三十一年間、本県の青果物ととり組んで来たこの道のベテランである。

昭和五年五月、北村山郡東根町農会に移り、ここで十年をすごし、十四年五月、北村山郡農会技手、十五年十月、県青果連が設立されると業務部長、三十年八月に参事となつた。

なつてゐる。

米沢興譲館中学を卒えて、町消防団長、県観光協会理事、県総合開発審議会委員、県輸送対策協議会常務理事等多くの役職をしめ、現に赤湯町長でもある。

参事後藤太四郎氏

明治三十八年（一九〇五年）一月二十一日、天童市老野森一の一に生れ、昭和四年県立農事試験場技術員養成所を出て、すぐ東村山郡鈴

財產目錄

会員及び役職員数

年度	区分	資産	負債	差引純財産
第1年度 (23年度末)	円	2,850,426	2,255,848	594,578
第2年度 (24年度末)		3,245,043	2,635,760	609,283
第3年度 (25年度末)		3,650,089	3,030,457	619,632
第4年度 (26年度末)		2,374,924	1,531,070	843,854
第5年度 (27年度末)		4,214,230	2,905,101	1,309,129
第6年度 (28年度末)		3,554,242	1,666,352	1,887,890
第7年度 (29年度末)		3,509,076	859,845	2,649,231
第8年度 (30年度末)		5,752,457	1,505,349	4,247,108
第9年度 (31年度末)		7,858,775	1,118,016	6,740,759
第10年度 (32年度末)		11,242,632	1,651,859	9,590,173
第11年度 (33年度末)		11,126,213	1,257,410	9,868,803

区分	会員	役員	職員
年度			
才1年度 (23年度末)	52	14	5
才2年度 (24年度末)	56	14	7
才3年度 (25年度末)	58	14	7
才4年度 (26年度末)	61	14	7
才5年度 (27年度末)	68	14	11
才6年度 (28年度末)	69	14	10
才7年度 (29年度末)	71	14	12
才8年度 (30年度末)	76	14	11
才9年度 (31年度末)	78	14	11
才10年度 (32年度末)	84	14	17
才11年度 (33年度末)	86	14	17

[備考] 30.8.23.参事,会計主任をおく



会計主任 工藤与之助氏

年度別販売取扱高及び収益

区分 年度	取扱高	収益
23年度	12,532,940	726,390
24年度	85,095,353	1,978,047
25年度	91,312,651	2,609,062
26年度	186,445,602	4,194,402
27年度	188,699,339	4,439,127
28年度	215,978,912	2,155,911
29年度	266,092,901	2,660,929
30年度	407,423,029	4,074,230
31年度	457,198,546	4,571,985
32年度	569,402,082	5,635,633
33年度	647,979,130	5,757,725

年度別購買高及び収益

区分 年度	購買高	収益
23年度	5,207,217	297,532
24年度	10,783,455	806,105
25年度	5,151,301	565,231
26年度	9,641,593	594,620
27年度	10,682,738	1,047,686
28年度	16,516,996	1,067,781
29年度	9,757,826	538,717
30年度	9,518,851	538,202
31年度	13,798,857	662,074
32年度	22,205,353	748,478
33年度	10,842,067	554,349

各期利益金

区分 年度	利 益 金
23	8,578
24	5,353
25	8,701
26	69,903
27	123,375
28	271,217
29	222,957
30	701,435
31	541,260
32	1,367,664
33	901,050

昭和二十三年九月十三日設立認可、十月三十日に設立登記を完了した山形県青果連は旧県農業会解散後の空白を埋め、県と協力し、出荷の統制輸送配車、代金の取扱および生産資材のあつせん等積極的に活動した。

山形市七日町字東前六一〇の三に本所を、また東置賜郡赤湯町大字赤湯三一六六の一に置賜支所、酒田市山居町五二の一

二に庄内支所をおいたが、三十年八月、両支所を廃止し、参事、会計主任をおくことをきめ、参事に後藤太四郎氏、会計主任、総務部長に工藤与之助氏を命じた。

創立して十年を経過した昭和三十三年度(三十三年四月一日～三十四

年三月三十一日)の事業の概要を事業報告書で次のように述べていた。

三十三年度は、春以来の早魃と秋期の天候異変のために作柄は極めて不良で、従つて取扱計画に対する増減の甚だしい年であった。

果実は全般的に前年度より上昇をみたが、蔬菜の減収は甚だしく、従つて取扱い数量は近年にない不良の業績に終った。

会取扱いの青果物を果実、蔬菜を分類してみると、果実の取扱い計画四百十八万貫に対し、実績は三百七十六万貫で計画に対し実績は九〇%となり、前年の実績三百二十二万貫に対し、一七%の増加、売上金額は四億七千九百五十六万円の計画に対し、五億八千五百十一万円で一億五百五十五万円の増加をみた。これを前年度に比較対照すると、二八%の増加をみた。

蔬菜については、当初計画四百五十三万貫であるが、天候異変、その事情で百三十八万九千貫となり計画に対し三〇%の業績に終り、売上金額では、五六%となり、前年の半額程度となつた。

総体的には、果実の売上増加によつて売上計画に対し二千九百四十

万円の増加となり、前年度五億六千九百四十万円に対しして七千八百五十七万円の増加となり二三・七%の増加となつた。

出荷代金は市場出荷分は順調に回収されたが、本年度から実施した加工向の出荷代金は、手形決済が多く仲々容易ではないが、生産者個々の取引を農協の団体契約に切替え取引を実施したため、決済が促進された。

一、生産事業＝生産の改良普及については、果実、蔬菜の主要なものについて専門技術員の巡回指導、実地指導、講習講話会等開催し、生産の改良に努め、その他果樹、蔬菜の週間作業メモを発行して、多数農家の適期作業の励行や、技術の浸透を図り、技術改良と生産改良に努めた。

本年度の実施指導講習会開催日数は百十六日に及び講師は農業試験場技術、県果樹研究会幹部、その外県外の有名講師を招聘して講演会並に実地指導を行つた。

一、販売改善

1 出荷団体の育成強化

出荷団体の育成強化の目的を以つて、果樹、蔬菜産地組合のブロックを結成し、出荷支部の名称で縦横の連絡協調を図り、ブロック内単位協同の力で系統出荷、販売の励行に努め、市町村組合に対しては、組合の系統利用の強化を図る目的で、出荷奨励金を交付した。

2 駐在員の設置

販売の重点取引を行う市場に対し、出荷期間中駐在員を設置し市況の報導連絡、出荷の調整、価格変動に伴う操作販売、代金回収、事故立合、荷受け機関等への交渉等を行い、京阪神地区は、日園連を本会の代行機関として適宜処置に当らせた。

3 加工果実の団体契約取引

加工果実は、従来個々まちまちな取引が慣行とされ、農協の活動は極めて薄弱であり、そのため適正な価格が打出されず、需要量に対する供給量も計画性がないため、常に混乱を招いていたので、取引改善方法として、本年度始めて、農協の団体契約取引を実行した。

需要計画に対する供給計画、協定価格の打出方、代金決済方法の在り方が一応形が造られ、今後の加工果実の取引に対して、一段の新味を加え、将来が期待されるようになつた。

4 販売の指定制度

青果市場、荷受会社が濫立して、不良会社や適切でない会社が相当あり取り上懸念があるので、京浜地区十四社、京阪神地区七社、名古屋二社等その他中小都市に有力会社を指定して取引を行つた関係上一円の未収もなく、完全回収が出来た。

5 輸送の円滑化

青果物の生命である鮮度保持は、専ら輸送の如何にかかるので、国鉄、通運業者、輸送対策協議会と相図り連絡協議会を開催して輸送の万全を期した。

6 青果物出荷打合会の開催

青果物各品毎に出荷打合会を開催し、諸般の情報を提供し、相互の検討を行い、出荷計画の樹立を図り計画出荷の励行に努め、打合会の開催は百三十九回に及んだ。

7 広報活動

ラジオ、新聞等により、生産面と販売上の注意を促し、特に組合の共販については啓蒙を尽した。

一、共同施設奨励

一、資材の斡旋